

水道管のすぐ近くはお済みですか？

水道課

☎ 8 2 3 - 9 7 0 4 (工事関係)
☎ 8 2 3 - 9 2 1 4 (料金関係)
☎ 8 2 3 - 9 8 3 9

水道管の凍結に注意！

気温がマイナス4度以下になると水道管が凍り、破裂しやすくなります。冬は必ず水道管の防寒をしましょう。

凍りやすい水道管

- ・屋外でむき出しになっているもの
- ・北向きの日陰にあるもの
- ・風当たりの強い場所にあるもの

簡単にできる防寒方法

むき出しになっている水道管に、タオルや布きれなどを巻きつけるか、保温チューブなど市販の保温材を取り付けて保温してください。



い。これらが濡れないよう、その上からビニールテープなどを蛇口部分まで巻きつけて防寒してください。

凍ってしまったら

水道管が凍ってしまったら、自然にとけるのを待つか、凍った部分にタオルなどをかぶせて、ゆっくりとぬるま湯(20度以下)をかけてください。

急に熱湯をかけると水道管や蛇口の破裂の原因になります。

破裂したら

水道管が破裂したら、メーターボックス内の止水栓を閉めてください。

止水栓がわからないときは、破裂した部分に布やビニールテープなどで応急処置を行い、水道指定工事店に修理を依頼してください。水道指定工事店がわからないときは、水道課に連絡してください。

漏水していませんか

「使用水量が多くなった」「水道料金が高くなった」などと思われるときは、漏水していないか確認してください。

漏水の確認方法

ご家庭にある蛇口を全部閉めて、メーターボックス内にあるメーター器のパイロットマークが回転していないか確認してください。パイロットマークが少しでも回転していれば漏水の疑いがあります。至急、水道指定工事店に修理を依頼してください。水道指定工事店がわからないときは水道課に連絡してください。

宅地内にある水道管やメーターボックスは、お客様の財産になるため、漏水などの修理費はおお客様の負担となります。水道メーターにときどき目をやる習慣をつけ、漏水に対する注意を心がけるようにしましょう。



パイロットマーク

知って 獣害対策②

～原因はあなた自身の餌付け～

都市整備課

☎ 8 2 3 - 9 6 3 4 ☎ 8 2 3 - 9 2 0 3

あなたの集落で年々被害がひどくなるなら、その原因はあなたの集落のみならず、餌付けを進めている以外に原因はありません。

集落総出で何キロもの柵を設置したのに被害が止まらないというのは、その柵が餌付けを進めてしまう設置方法、管理方法になってしまっているだけのことです。柵ができれば動物は必ず柵にそって歩きます。それを知らずにこちらの都合で、道路など一箇所でも閉鎖できない箇所を作ってしまうと、その柵は平気で集落内の道路を歩くことを教え、彼らの餌場を広げるだけの餌付け柵です。

餌付けされた動物は遠い山ではなく集落内に潜みます。それを知らないで、潜み場を無くす作業や追い払いもやらずに、いきなり柵を設置してしまう。最初からサファリパークですよね。

駆除についても、箱ワナに来ているイノシシの足跡サイズを

確認せず、最初にウリ坊をとつてしまえば、毎年5匹もの子どもを産みながら、捕まらない親イノシシを餌付けするだけのことです。

村人は見るだけ、来たら駆除を頼む、というのは、里に定住する獣を増やすだけの餌付けだということも知っておいてください。

「知るこ」がいかに大切か、少しは分かっていただけでしたでしょうか？

次回は、「餌付けは人なれ学習から」についてお話しします。

訂正とおわび

広報かいた12月号3ページの知ってからやる獣害対策①の中で、誤りがありました。訂正しておわびします。

誤 電圧300ボルト以下に落ちたまま放置する
正 電圧3000ボルト以下に落ちたまま放置する

形 態	日帰り		泊り	
名 称	通所介護 (デイサービス)	通所リハビリ (デイケア)	短期入所生活介護 (ショートステイ)	短期入所療養介護 (医療系ショート)
概 要	通所施設に通い、 入浴や食事の提供 や日常生活の介護 などを受けます	医療機関や老健 に通い、リハビ リを受けます	施設に短期間入所して、日常生活上の 介護やリハビリを受けます。	
			(福祉施設に宿泊)	(医療系施設に宿泊)
利用料金	介護保険の 1 割部分 (①基本+②加算) +③食費+④日常生活費+⑤居住費			
①自己負担分 (要介護1～5) 目安 (※ 1)	486～967円 (4～6時間未満)	492～955円 (4～6時間未満)	621～1,027円	746～1,278円
	(要支援の人は月単位での支払いになります)			
②加 算	事業所の職員配置などで決まるものや選択できるものがあります。 通所の場合は入浴費用、短期入所の場合は送迎費用が別途必要です。			
③食 費	昼食分 (500 ～ 700円程度)		朝～夕食分 (実費※ 2)	
④日常生活費	身の回り品や教養娯楽費 (実費)			
⑤居 住 費			施設の形態や、個室か多床室で 料金が変わります (※ 2)	

※1 費用は施設の規模や時間、本人の要介護度によって異なります。

※2 低所得の人の施設利用が困難にならないように、食費と居住費の一定額(負担限度額)以上は保険給付になります。負担限度額認定には役場への申請が必要です。

高齢者の障害者控除対象者の認定について
65歳以上で寝たきりや認知症など、身体の状態によつては障害者、または特別障害者に準ずる者として認定を受けられる場合があります。身体障害者手帳を持っていないくても、所得税や住民税の障害者控除、または特別障害者控除を受けることができます。認定を受けるためには、申請が必要です。詳しくは長寿保険課まで問い合わせてください。

介護保険で使えるサービスには、事業所に通いや泊まりでの利用をするサービスがあります。介護認定を受けた人は一般的に外に出る機会が少なくなりがちです。自宅に閉じこもること運動機会や他人との交流の機会が減り、身体・認知機能の低下でさらなる介護状態の重度化を招く危険が高まります。こうした悪循環に陥らないためにも通いや泊まりのサービス利用が大切になってきます。また、日頃介護している家族の休息のためにも効果的です。

通いの事業所は町内に事業所あり、その他近郊にも多数あります。選ぶときのポイントは

- ・実際に体験利用してみる
- ・ケアマネージャーなど自分の担当者に相談などがあります。事業所の雰囲気や行事、他の利用者、規模、場所、力を入れているポイントなどの特徴を吟味し、自分に合った事業所を選びましょう。

第4回

講座

JIN(ジン)さん

役場の介護支援専門員として、窓口で相談を受けたり、皆さんのお宅を訪問しています。気軽に相談してください！



わたしたちの国保「特定健康診査(個別健診)の受診は1月31日(木)までです」

住民課 ☎ 8 2 3 - 9 2 0 6 ☎ 8 2 3 - 9 6 2 7

町内もしくは広島県内の指定医療機関で特定健康診査を受診できます。

対象◆40～74歳の国民健康保険加入者で今年度まだ特定健康診査を受診していない人
期間◆1月31日まで
自己負担金◆1,000円 ※町民税非課税世帯(受診券に自己負担金「0円」と表示されている人)は無料。

受診する場合は5月下旬に送付している特定健康診査受診券(黄色の紙)と保険証を医療機関に持参してください。
※受診券が無い場合は住民課まで連絡してください。
今年度特定健康診査を受診する最後のチャンスです。年に1回の健診で健康状態をチェックしましょう！

